

令和元年12月三種町議会定例会会議録

令和元年12月13日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
11番	高橋満	12番	工藤秀明
13番	堺谷直樹	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課長	石井靖紀	企画政策課長	金子孝	
税務課長	金子英人	町民生活課長	高橋泉	
福祉課長	加賀谷司	健康推進課長	佐々木恭一	
農林課長	寺沢梶人	商工観光交流課長	桜庭勇樹	
建設課長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明	
琴丘総合支所長	工藤一嗣	山本総合支所長	工藤伸也	
会計課長	平澤仁美	教育長	鎌田義人	
教育次長	畠山広栄	農業委員会事務局長	佐藤慶一	

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤誠	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主事	近藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 8 5 号 三種町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 8 6 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 8 7 号 三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 8 8 号 三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 8 9 号 三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 9 0 号 三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 9 1 号 三種町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 9 4 号 三種町印鑑条例の一部改正について
- 第 9 議案第 9 2 号 指定管理者の指定の変更について（三種町琴丘農林水産物直売供給施設）
- 第 1 0 議案第 9 3 号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第 1 1 陳情付託委員会の審査報告（発委第 1 号から第 7 号の上程）
- 第 1 2 陳情第 7 号 町議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情
- 第 1 3 陳情第 8 号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情
- 第 1 4 陳情第 9 号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情
- 第 1 5 陳情第 1 0 号 お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情
- 第 1 6 陳情第 1 1 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について
- 第 1 7 陳情第 1 2 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出について
- 第 1 8 陳情第 1 3 号 「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める意見書提出の陳情書
- 第 1 9 発委第 1 号 秋田市新屋への地上イージス配備反対の決議について
- 第 2 0 発委第 2 号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める意見書について
- 第 2 1 発委第 3 号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書について
- 第 2 2 発委第 4 号 お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現

- のため社会保障制度の拡充を求める意見書について
- 第23 発委第 5号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書について
- 第24 発委第 6号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書について
- 第25 発委第 7号 深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを求める意見書について
- 第26 発議第 1号 事務検査に関する決議について
- 第27 閉会中の継続調査の件

議長 金子芳継は、令和元年12月13日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（金子芳継）

おはようございます。

本日の出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

本日の日程に入る前に、議会運営委員会が開かれましたので、委員長より報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営（後藤栄美子）

委員長 おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催し、議事日程について協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

皆様のお手元に配付しております議事日程第4号のとおり、既に上程、付託されております議案及び陳情の審議のほか、当局追加提出の議案第94号、委員会提出の決議・意見書議案、議員提出の決議議案を追加上程することといたしましたので、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げます。報告といたします。

議長（金子芳継）

議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1．議案第85号「三種町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第85号「三種町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第86号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第86号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第87号「三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第87号「三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4. 議案第 88 号「三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 88 号「三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5. 議案第 89 号「三種町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 89 号「三種町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6. 議案第 90 号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第90号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第91号「三種町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第91号「三種町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第94号「三種町印鑑条例の一部改正について」を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

おはようございます。

本日追加いたしました議案第94号「三種町印鑑条例の一部改正について」ご説明いたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律

の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、令和元年12月14日から実施されます。

これまで、この事務処理要領に準じ、成年被後見人の印鑑登録を制限しておりましたが、今回の改正により、この規定が見直されたため、当町においても要領の改正に準じて、当該規定の改正とあわせて用語の整理を行うものであります。

以上が、本日追加提案した議案の概要でありますので、議員の皆様には、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (金子芳継)

町長の提案理由の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第94号「三種町印鑑条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第92号「指定管理者の指定の変更について（三種町琴丘農林水産物直売供給施設）」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第92号「指定管理者の指定の変更について（三種町琴丘農林水産物直売供給施設）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第10. 議案第93号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第93号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 陳情付託委員会より、審査報告を求めます。

初めに、総務常任委員会より審査報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任 (工藤秀明)

委員長 総務常任委員会に付託されておりました陳情につきましては、9月3日及び12月4日に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

陳情第7号「町議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情」につきましては、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定いたしました。

なお、当該陳情の趣旨の実現を図るため、発委第1号「秋田市新屋への地上イージス配備反対の決議について」を提出いたします。

決議文を朗読いたします。

秋田市新屋に地上イージスを配備することについて、秋田県民の不安、不満、憤りは、何よりも住宅密集地に近いことであり、新屋勝平地区は、現在5,400世帯1万3,000人が住んでいる。もし、この土地に地上イージスができれば、日常的に発する強力な電磁波によって、人体はもちろん、飛行機、船舶、ドクターヘリの運行に支障を来す恐れがあり、地域住民は平穏な暮らしができなくなってしまう。

また、防衛省の報告によると、敵国からの攻撃だけではなく、テロの攻撃も予想され、この地域は250人の自衛隊による警備や日常的監視が行われ、物騒な地域に一変してしまうであろう。機関銃などで武装した部隊が常時、監視体制をとっている状況は、想像するだけでも怖くなる。

想定されている相手国のミサイルは核ミサイルであり、もし惨劇が起これ

ば、秋田県全体、日本全体にかかわる問題となるので、当議会として、地上
イーゼス新屋に配備すべきではないと判断し、配備反対を決議する。

以上です。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で、陳情審査報告を終わります。

議 長 (金子芳継)

総務常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対して、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

次に、教育民生常任委員会より審査報告を求めます。教育民生常任委員
長。

教育民生 (平賀 真)

常任委員 教育民生常任委員会に付託されました陳情につきましては、12月4日に
長 審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

陳情第8号「ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大
幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情」につきましては、願意
等妥当であると判断し、採択すべきものと決定いたしました。

陳情第9号「若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情」
につきましては、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定いた
しました。

陳情第10号「お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実
現のため社会保障制度の拡充を求める陳情」につきましては、願意等妥当
であると判断し、採択すべきものと決定いたしました。

陳情第11号「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の
提出について」につきましては、願意等妥当であると判断し、採択すべき
ものと決定いたしました。

陳情第12号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関
する意見書の提出について」につきましては、願意等妥当であると判断し、
採択すべきものと決定いたしました。

陳情第13号「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退な
ど地方における公立・公的病院におかれている医療事情の状況把握を欠いた
まま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める
意見書提出の陳情書」につきましては、願意等妥当であると判断し、採択
すべきものと決定いたしました。

なお、当該陳情の趣旨の実現を図るため、委員会発第2号「ケアプラン有
料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の
抜本的改善を求める意見書について」、委員発第3号「若い人も高齢者も
安心できる年金制度の実現を求める意見書について」、発委第4号「お金の
心配

なく、国の責任で、安心してくらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める意見書について」、発委第5号「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書について」、発委第6号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書について」及び発委第7号「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを求める意見書について」を提出いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で、陳情審査報告を終わります。

議 長（金子芳継）

教育民生常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対して、質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

日程第12. 陳情第7号「町議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第7号「町議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情」を採決いたします。

本件の委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第13. 陳情第8号「ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第8号「ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情」を採決いたします。

本件の委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第14. 陳情第9号「若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第9号「若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情」を採決いたします。

本件の委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第9号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第15. 陳情第10号「お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第10号「お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情」を採決いたします。

本件の委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第10号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第16. 陳情第11号「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第11号「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について」を採決いたします。

本件の委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第11号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第17. 陳情第12号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第12号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出について」を採決いたします。

本件の委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第12号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第18. 陳情第13号「「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める意見書提出の陳情書」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第13号「「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める意見書提出の陳情書」を採決いたします。

本件の委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第13号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第19. 発委第1号「秋田市新屋への地上イージス配備反対の決議について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第1号「秋田市新屋への地上イージス配備反対の決議について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第20. 発委第2号「ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める意見書について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第2号「ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第21. 発委第3号「若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第3号「若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第3号は原案のとおり可決され

ました。

日程第22. 発委第4号「お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める意見書について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第4号「お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

日程第23. 発委第5号「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第5号「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

日程第24. 発委第6号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第6号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第6号は原案のとおり可決され

ました。

日程第25. 発委第7号「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを求める意見書について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第7号「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを求める意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

日程第26. 発議第1号「事務検査に関する決議について」を議題といたします。

6番、清水欣也議員より提案理由の説明を求めます。6番、清水欣也議員。

6番 (清水欣也)

決議案の提案理由について申し上げます。

今回行われました町の調査というものは、調査の対象を不適切な会計処理に焦点を当てて調査をしたものでありますけれども、ずさんで不適切と考えられる会計処理は、それ以外にも多数見受けられます。また、ふるるん事業に関する問題というのは、ずさんな公金処理だけにあるのではなくて、交付金の申請手続き、それからふるさと資源情報センターの建設・運営、また、NPO法人としてのその後の活動・運営など、広範に及んでおります。しかし、それらの問題については、調査されておられません。特に、現在、ふるるんが自分たちの社屋とまで言い切っていたふるさと資源情報センターを出て行ったわけでありまして、それだけでなく、NPO法人を解散するという動きさえ最近見られるまでの状況になっております。そのようになった経緯や撤退したことによる町に与える影響、その後のセンターの運営問題についても調査では触れられておられません。しよせん、町が自分たちのことを自分たちで調べるわけですから、初めから限界があったと痛感しております。

ふるるん事業は、1億2,000万円以上も投資した町の事業であります。このような事情に至っては、不適切な公金処理を含めてふるるん事業全体を総括して、ふるるん事業というのは一体何だったのかと。その実態を町

民に明らかにするのが議会の役割であると考えます。その趣旨に基づいて、上記の議案を別紙のとおり、三種町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定によって提出をいたします。

以上でございます。

議長（金子芳継）

6番、清水欣也議員より提案理由の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

清水議員、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番、後藤栄美子議員。

8番（後藤栄美子）

私は、反対の立場から発言します。

まず、この事業に関する町の決算は、既に議会で全て認定されており、さらにさきの議会全員協議会でも事業に関連する決算について、当局の調査結果が報告されたばかりであります。その結果、事務的に不適切なものがあったと町長が行政報告で謝罪を述べており、これ以上、議会が調査する必要はないものと私は理解しております。確かに事務的に適切ではない支出があったかもしれませんが、町の説明にもあったように、この事業は、我が町の特産品であるじゅんさい農家の所得を向上させ、じゅんさい産地を守る目的で実施された事業であり、これにより助かっている農家もかなりいるものと思います。まして、財源のほとんどを国の交付金で賄われているこの事業が、町にもたらした経済効果はかなりのものと私は認識しております。したがって、当然ながら設置には私は反対であります。

議長（金子芳継）

10番、大澤議員。

10番（大澤和雄）

私も反対の立場から討論を行います。

ふるるんの会員におかれましては、JGAP認証により、良質なじゅんさいの生産、販売に努めてこられています。今後は自立に向けて努力しているところであり、議会としても見守り、支援していくべきと考えております。当局においても県との協議が整い、返還金の額も決定しております。このことについては、さきの全員協議会で説明されたとおりであります。よって、これ以上、調査する必要はないものと考えます。よって、発議第1号「事務検査に関する決議」に反対をいたします。

以上であります。

議長（金子芳継）

本案に対する賛成の方はおりますか。13番。

13番（堺谷直樹）

全協でも私、お伺いしましたけれども、事の本質を突き詰めれば、公金の額が足し算、引き算があったからいいという問題ではなくて、このふるるんの事業って一体何だったのかと。当初設立のときから私たち、説明を受けてまいりましたが、中身を見れば見るほど、うそをつかれていたのではないかという疑義が生じてきております。このことをきちんと調査をして、その中身について、何がよくて、何がだめだったのか、これをきちんと町民に説明するためにも、私はいま一度精査をして、はっきりとやったほうがいいのではないかという思いから、今回この調査委員会立ち上げには賛成をいたします。

議 長 （ 金子芳継 ）
ほかに討論ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）
討論ないものと認め、討論を終わります。
発議第1号「事務検査に関する決議について」を採決いたします。
この表決は起立によって行います。
なお、起立しない場合は反対とみなします。
本案に賛成の方の起立を求めます。
（ 賛成者起立 ）

議 長 （ 金子芳継 ）
座ってください。
起立少数です。よって、発議第1号は否決されました。
日程第27. 閉会中の継続調査の件を議題といたします。
各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りいたします。
委員長より申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日の会議を閉じます。
これをもって、令和元年12月三種町議会定例会を閉会いたします。

午前10時48分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長 金 子 芳 継

三種町議会議員 成 田 光 一

三種町議会議員 大 澤 和 雄